

令和元年度(2019)「環境アセスメント士」認定資格試験問題

＜ 共通科目Ⅱ-1：共通基礎 ＞ (択一式)

＜ 共通科目Ⅱ-2：管理技術、技術者倫理 ＞ (択一式)

(問題解答上の注意事項)

- ・＜ 共通科目Ⅱ-1：共通基礎 ＞の問題は、Ⅱ-1-1 からⅡ-1-20 までの 20 問、＜ 共通科目Ⅱ-2：管理技術、技術者倫理 ＞の問題は、Ⅱ-2-21 からⅡ-2-30 までの 10 問、合計で 30 問となっています。
- ・問題(5 者択一式)の解答は、問題末尾番号(例えば、Ⅱ-1-5 では末尾の 5、Ⅱ-2-25 では末尾の 25)にしたがって、解答用紙の解答番号に該当する欄に、1 つだけ解答マークをしてください。(複数マークの場合は、採点対象になりません)
- ・試験時間は、15 時 15 分～16 時 45 分ですが、＜ 共通科目Ⅱ-1 ＞及び＜ 共通科目Ⅱ-2 ＞を合わせて解答していただきます。

※ 指示があるまで、問題用紙を開かないで下さい。

< 共通科目Ⅱ-1: 共通基礎 >

Ⅱ-1-01 2011年に改正された「環境影響評価法」の改正事項の組合せのうち、誤っているものを選びなさい。

- (ア) 計画段階環境配慮書手続き(配慮書手続)の創設
- (イ) 交付金事業を対象事業に追加
- (ウ) 方法書段階における説明会の開催の義務化
- (エ) 事業者により作成される図書(環境アセスメント図書)のインターネットによる公表の義務化
- (オ) 環境保全措置等の結果の報告・公表手続(報告書手続)の創設
- (カ) 評価項目等の選定段階において環境大臣が意見を述べる手続きを規定
- (キ) 都道府県知事等が免許等を行う者等である場合に環境大臣に助言を求める手続きを規定
- (ク) 政令で定める市から都道府県知事への意見提出

- ① (ア)(イ) ② (ウ)(エ) ③ (ア)(オ) ④ (オ)(カ) ⑤ (キ)(ク)

Ⅱ-1-02 次の文章の(ア)～(オ)に入る用語の組合せのうち、正しいものを選びなさい。

我が国では、1972年に公共事業での〔ア〕が導入され、1980年までに港湾計画、埋立て、発電所、新幹線についての制度が設けられました。その後1981年に統一的な制度の確立を目指し〔イ〕が国会に提出されましたが、1983年に廃案となりました。法案の廃案後、法律の代わりに政府内部の申し合わせにより統一的なルールを設けることとなり、1984年に『〔ウ〕の実施について』が閣議決定されました。このほか、地方公共団体においても条例・要綱の制定が進められました。その後、1993年に制定された〔エ〕において、〔ア〕の推進が位置付けられたことをきっかけに、制度の見直しに向けた検討が始まりました。

番号	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
①	公害対策	環境影響評価法案	環境配慮	公害対策基本法
②	環境配慮	環境基本法案	公共事業	環境基本法
③	公害対策	環境基本法案	適応策	自主行動計画法
④	環境アセスメント	環境影響評価法案	環境影響評価	環境基本法
⑤	環境アセスメント	公害対策基本法案	総量規制	公害対策基本法

Ⅱ-1-03 「環境影響評価法」に基づく環境アセスメントの対象となる事業として、道路、ダム、鉄道、空港、発電所などの13種類の事業が掲げられている。また、法定要件も定められているが、以下のうち、その対象にならないものを選びなさい。

- ① 国が行う事業
- ② 補助金・交付金等が交付される事業
- ③ 免許等が必要な事業
- ④ 独立行政法人が行う事業
- ⑤ 官民連携事業

Ⅱ-1-04 計画段階環境配慮書の記載事項として以下の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 第一種事業の目的及び内容
- ② 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- ③ 主務大臣の意見についての事業者の見解
- ④ 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- ⑤ その他環境省令で定める事項

Ⅱ-1-05 環境基準に関する以下の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 環境基準は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音に係る環境上の条件として定められる。
- ② 環境基準の設定は、中央環境審議会への諮問とその答申を経て、閣議決定されたうえで、環境省告示で定められている。
- ③ 環境基準は、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められ、行政上の努力目標であって、直接に国民の権利義務を確定するものではない。
- ④ 環境基準は、科学的な判断を基礎に定められ、設定後十年を経過した場合において、適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。
- ⑤ 環境基準は、全国一律に適用されるべきものであるため、地方公共団体がより厳しい環境基準を行政目標として定めることはできない。

Ⅱ-1-06 放射性物質による環境汚染を防止するための措置に関わる次の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 「原子力規制委員会設置法」により、「環境基本法」が改正され、「原子力基本法」等に委ねる旨の規定が削除されたため、現在では、放射性物質による環境汚染を防止するための措置が「環境基本法」の対象とされている。
- ② 「大気汚染防止法」及び「水質汚濁防止法」について、放射性物質に係る適用除外規定を削除し、環境大臣が放射性物質による大気汚染・水質汚濁の状況を常時監視することとする。
- ③ 「環境影響評価法」について、放射性物質に係る適用除外規定を削除し、放射性物質による大気汚染・水質汚濁・土壌汚染についても環境影響評価を行うこととする。
- ④ 「土壌汚染対策法」について、放射性物質に係る適用除外規定を削除し、環境大臣が指定支援法人に対して、放射性物質による土壌汚染の状況を報告させることなど監督上必要な命令をすることができるものとする。
- ⑤ 「南極地域の環境の保護に関する法律」について、放射性物質に係る適用除外規定を削除し、南極地域活動計画において放射性物質による環境影響も含めて確認することとする。

Ⅱ-1-07 「環境影響評価法」に定める第2種事業に該当する事業として、政令で定めるもののうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 一般国道の新設(4車線以上、長さ7.5キロメートル以上10キロメートル未満)
- ② ダムの新築(出力が3万2500キロワット以上4万キロワット未満)
- ③ 普通鉄道の建設事業(長さ7.5キロメートル以上10キロメートル未満)
- ④ 廃棄物最終処分場の設置事業(埋立処分場面積25ヘクタール以上30ヘクタール未満)
- ⑤ 公有水面の埋立て・干拓事業(埋立干拓区域面積40ヘクタール以上50ヘクタール未満)

Ⅱ-1-08 「環境影響評価法」が定める条例との関係に関する規定のうち、以下の空欄に入る適切なものを選びなさい。

この法律の規定は、地方公共団体が次に掲げる事項に関し条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

- 一 事業及び対象事業以外の事業に係る環境影響評価その他の手続に関する事項
- 二 事業又は対象事業に係る環境影響評価についての当該地方公共団体に
おける手続に関する事項(この法律の規定に反しないものに限る。)

- ① 第一種
- ② 第二種
- ③ 第三種
- ④ 法定受託
- ⑤ 自主的

Ⅱ-1-09 地域循環共生圏の意義に関する記述のうち、以下の空欄に入る適切な用語を選びなさい。

『地域循環共生圏』は、環境と経済・社会の統合的向上、地域資源を活用したビジネスの創出や生活の質を高める新しいを実現するための新しい概念である。

- ① 環境
- ② 地域
- ③ 連携
- ④ 成長
- ⑤ 目標

Ⅱ-1-10 2018年度中に検挙された環境犯罪として「廃棄物処理法」に係る事案が最も多いが、それに次ぐ検挙数の違反事件を以下の中から選びなさい。

- ① 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」違反
- ② 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」違反
- ③ 「動物の愛護及び管理に関する法律」違反
- ④ 「軽犯罪法」違反(1条14号〔近隣騒音〕、27号〔ゴミ等の廃棄〕)
- ⑤ 「水質汚濁防止法」違反

Ⅱ-1-11 配慮書の手続に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 第一種事業を実施しようとする者は、第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域を決定するに当たっては、一又は二以上の事業実施想定区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行わなければならない。
- ② 事業が実施されるべき区域その他の事項を定める主務省令は、主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して定めるものとする。
- ③ 第一種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、計画段階環境配慮書を作成しなければならない。
- ④ 相互に関連する二以上の第一種事業を実施しようとする場合は、当該第一種事業を実施しようとする者は、これらの第一種事業について、個別に配慮書を作成しなければならない。
- ⑤ 第一種事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに、環境省令で定めるところにより、これを主務大臣に送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。

Ⅱ-1-12 環境影響評価準備書に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 事業者は環境アセスメントの結果を記載した『環境影響評価準備書』（準備書）を作成し、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び関係地域を管轄する市町村長に対し、準備書及びこれを要約した書類（要約書）を送付しなければならない。
- ② 事業者は、縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための準備書説明会を開催するが、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは開催しなくてもよい。
- ③ 事業者は、準備書を作成したことを公告し、公告の日から起算して一ヶ月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧し、地方公共団体の庁舎やインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- ④ 事業者は、準備書についての意見書の提出期間を経過した後、準備書について述べられた意見の概要と当該意見に対する事業者の見解を記載した書類を、都道府県知事及び市町村長に送付しなければならない。
- ⑤ 都道府県知事は、市町村長の意見を聴いた上で、環境保全の見地からの意見を有する者などから提出された意見に配意して事業者に意見を述べるが、対象事業により影響を受ける地域が一の政令で定める市の区域に限られる場合は、当該市長は直接事業者に意見を述べる。

Ⅱ-1-13 生物多様性に関する条約とその説明について、次の組合せのうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 生物多様性条約 : 生物の多様性に関する条約
- ② 名古屋議定書 : 生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関する議定書
- ③ 世界遺産条約 : 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
- ④ ワシントン条約 : 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約
- ⑤ ラムサール条約 : 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約

Ⅱ-1-14 2015年のパリ協定で合意された事項として、次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 産業革命からの気温上昇を2℃よりも十分下方に抑えることを世界全体の長期目標としつつ、1.5℃に抑える努力を追求すること。
- ② 各国が決定する削減目標の作成、維持、国内対策を義務付けること。
- ③ 主要排出国を含むすべての国が10年ごとに削減目標を提出、更新すること。
- ④ わが国提案の二国間クレジット制度(JCM)を含め、市場を活用した排出削減対策を促進すること。
- ⑤ 適応の長期目標の設定、各国の適応計画プロセスや行動の実施、適応報告書の提出と定期的な更新を行うこと。

Ⅱ-1-15 地球規模での環境汚染が進む海洋プラスチックごみ問題に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 2019年5月、バーゼル条約の附属書を改正し、汚れたプラスチックごみを条約の規制対象とすることを決定した。
- ② バーゼル条約の改正附属書は、2021年(令和3年)1月1日から発効する。
- ③ バーゼル条約の附属書の改正により、『汚れたプラスチックごみ』の輸出を禁止する。
- ④ 日本は、2019年5月、『新たな汚染を生み出さない世界』の実現を目指し、具体的な取組として『海洋プラスチックごみ対策アクションプラン』を策定した。
- ⑤ プラスチック資源循環戦略において、基本的な対応の方向性として、『3R+Renewable』を掲げている。

Ⅱ-1-16 「気候変動適応法」に定められる、地域における適応の取組みに関して、次の①～⑤に入る語句のうち、誤っているものを選びなさい。

①は、その区域における②に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため③、気候変動適応計画を勘案し、その区域における②に応じた気候変動適応に関する④を策定するよう努め、また①は、その区域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点としての機能を担う体制として地域気候変動適応センター③、確保するよう努め、⑤は、(国立環境)研究所との間で、収集した情報並びにこれを整理及び分析した結果の共有を図る。

- ① 都道府県及び市町村
- ② 自然的経済的社会的状況
- ③ 単独で又は共同して
- ④ 地域気候変動適応計画
- ⑤ 環境大臣

Ⅱ-1-17 環境配慮を促進する取組と関連する用語の組合せのうち、誤っているものを選びなさい。

①	「国等による環境物品等の調達に関する法律」	グリーン購入
②	エコマネジメント 21	環境マネジメントシステム
③	「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」	グリーン契約
④	カーボンフットプリント	ライフサイクルアセスメント (LCA)
⑤	「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」	環境報告書

Ⅱ-1-18 環境政策手法とその具体例の組合せとして、誤っているものを選びなさい。

- ① 規制的手法 : 大気汚染防止法の排出基準
- ② 経済的手法 : 固定価格買取制度
- ③ 手続的手法 : 環境アセスメント
- ④ 自主的取組手法 : 地球温暖化対策税
- ⑤ 情報的手法 : 環境報告書

Ⅱ-1-19 脱炭素社会の実現に向けた企業の取組みに関して、次の①～⑤に入る語句のうち、誤っているものを選びなさい。

太陽光や風力など再生可能エネルギーにより①を賄うことを目指す国際的なイニシアチブである②により、多くの企業参加が促進されている。グローバル企業などエネルギーを使う需要側が、積極的に再生可能エネルギーを選択する目標を掲げることで、再エネの導入拡大を推し進めている。

2030年や2040年の中間目標の設定等を推奨し、③、④を要件としている。

2018年6月に公的機関としては世界で初めてアンバサダーとして、⑤が参画し、取組みの普及に加えて、自らの施設での再エネ電気導入に向けた率先的な活動を行っている。

- ① 自らの事業活動で使用する電力
- ② エコマーク制度
- ③ 2050年までに
- ④ 再エネ利用100%達成
- ⑤ 環境省

Ⅱ-1-20 国の認定ラベリング制度である『エコリーフ制度』に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 資源採取から製造、物流、使用、廃棄・リサイクルに係る製品のライフサイクル全体にわたる定量的な環境情報を、インターネットなどにより公開している。
- ② 日本で作られた環境ラベルとして、2002年に制度が開始され、国際標準化機構(ISO)に対応した環境ラベルである。
- ③ 温室効果ガスの排出量に加えて、多くの環境負荷指標を用いて、製品の環境負荷を多面的に評価することができる。
- ④ 評価については、ISOの基準に基づき、認証機関が合否判定を行う。
- ⑤ 事業者(メーカー)がグリーン購入のために活用し、環境負荷のより少ない製品を開発・製造・販売していくための動機付けとなることを目的とする。

< 共通科目Ⅱ-2:管理技術、技術者倫理等 >

Ⅱ-2-21 知的財産の権利を保護する法令に関する次の組合せのうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 特許権 : 「特許法」
- ② 意匠権 : 「商標法」
- ③ 著作権 : 「著作権法」
- ④ 実用新案権 : 「実用新案法」
- ⑤ 営業秘密 : 「公正競争防止法」

Ⅱ-2-22 環境アセスメント士に関する次の記述のうち、最も相応しい行動について選びなさい。

- ① 環境アセスメント士は、顧客の利益と公衆の利益が相反した場合には、所属している会社の利益を最優先に考えるべきである。
- ② 環境アセスメント士は、顧客から請けた業務を誠実に実施する義務を負っている。顧客の指示が如何なるものであっても、指示どおりに実施すべきである。
- ③ 環境アセスメント士は、職務の遂行にあたり、その目的・方法・成果等について、相手の立場に立って分かりやすく説明する責任がある。
- ④ 環境アセスメント士は、職務上の助言あるいは判断を下すとき、利害関係のある第三者または組織の意見をよく聞くことが肝要であり、多少事実からの判断と差異があってもやむを得ない。
- ⑤ 環境アセスメント士の秘密保持義務は、所属する組織の業務についてであり、退職後においてまでその制約を受けるものではない。

Ⅱ-2-23 「個人情報保護に関する法律」(以下、「個人情報保護法」という)に関する次の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 「個人情報保護法」の取り扱いで適用対象から除外されているのは、政治、宗教、芸術、研究に関する事項であり、著述や報道は適用対象となる。
- ② 「個人情報保護法」は、平成20年(2008)に成立し、情報倫理の基本となっている。
- ③ 個人情報取扱事業者は、個人情報を本人から書面で直接取得するときは、あらかじめ本人に対して利用目的を明示しなければならない。
- ④ 個人情報の取り扱いを外部に委託する場合、委託元自身が十分な管理を行うことはできないので委託先に責任がある。
- ⑤ 新聞やインターネットなどで既に公表されている個人情報は、保護の対象とならない。

Ⅱ-2-24 著作権に関する次の記述について、最も適切なものを選びなさい。

- ① 「著作権法」における著作物とは、思想または感情を創作的に表現したもので、文芸、学術、美術、又は音楽の範囲に属するものであるため、環境アセスメントの調査、予測、評価においては配慮する必要はない。
- ② 著作物を引用する場合、引用した著作物の出所を明示することに留意する。
- ③ 著作物を引用する場合、自分の著作物より引用著作物を主としてもよい。
- ④ 著作権は、著作者の死後40年まで存続する。
- ⑤ 委託契約において報告書の著作権は受託者にあり、引渡し時に発注者に有償で譲渡することができる。

Ⅱ-2-25 総合評価落札方式に関する次の説明のうち、最も適切なものを選びなさい。

- ① 発注者が業務の概要と入札資格要件を公告した案件について、入札資格要件を満たし、事業の入札に参加を希望するすべての者により競争させ、最も低価格の入札者を落札者とする方式である。
- ② 複数の者に企画書の提出を求め、その内容について審査し、最も優れた内容の企画書を提出した者と契約する方式である。
- ③ 入札価格が予定価格を超えている場合、価格点は入札価格の平均値から減点される。
- ④ 価格のみでなく技術的要素等の評価を行うことが重要である業務について、技術提案と価格提案を併せて提出させ、技術点と価格点を合計して評価し、落札者を決定する方式である。
- ⑤ 技術提案を評価する技術点に関して、最低限の要求条件である基礎点(標準仕様として示される状態の得点)以下の評価項目が2つまで許容される。

Ⅱ-2-26 ヒヤリハットに関する次の記述のうち、最も適切なものを選びなさい。

- ① ヒヤリハット事例は頻発するため、多数のデータを収集して分析を行うことにより普遍的な情報を得ることができる。
- ② ヒヤリハット報告に対する改善方法の対策会議は、多様な事例が集まった方が参考になるので、定期的に1年に1回開催することとした。
- ③ ヒヤリハット事例の多い組織は、重大な事故につながる前に職員の役職、技術力、経験年数にかかわらず全員で早期に改善を行うべきである。
- ④ ヒヤリハットの報告内容によっては、報告者の責任を厳しく追及することにより、周りの安全意識の向上に役立つ。
- ⑤ ヒヤリハット報告は、当該の事由が発生した部署のトップシークレットなので、社内の他の部署には情報を公開すべきではない。

Ⅱ-2-27 環境アセスメント士の、倫理要綱に規定されていないものを選びなさい。

- ① 品位の保持
- ② 公正かつ自由な競争の維持
- ③ 名称表示の義務
- ④ 技術力の保持
- ⑤ 相互の信頼

Ⅱ-2-28 次の文章より、環境アセスメント士Yの行動として、最も相応しいものを選びなさい。

環境アセスメント士Yは、A工場の建設計画が、B市環境影響評価条例の対象事業に該当するため、A工場の委託により、Yの会社の上司から、A工場の一連の環境アセスメント手続を行う責任者に任命された。

A工場建設予定地は現在空き地となっており、用途地域は工業地域である。現況調査の一環としてA工場建設予定地の敷地境界線上で環境騒音の測定を始めたところ、隣接するC工場から、「騒音規制法」に基づく規制基準を大幅に超える作業音が発生し環境騒音値に影響を与えている。

- ① C工場から発生している騒音を含めて環境騒音値として、準備書に現況調査結果として掲載する予定でそのまま測定を続行する。
- ② C工場は、規制基準を超えている騒音を発生しているので、このことをB市環境部の騒音担当課に告訴する。
- ③ C工場に対し、現在、環境騒音を測定しているので一時作業を止めてくれるよう交渉する。
- ④ C工場の騒音を含めた場合と、含めない場合の環境騒音を準備書に記載する予定であるが、そのことをC工場に伝え、規制基準を大幅に超えているので直ちに騒音対策を行うように勧める。
- ⑤ 規制基準を超えているが、工業地域で一般住宅はない。新設のA工場は精密機械工場で騒音を発生しないが、C工場からの騒音被害が考えられることから、このことをA工場に伝える。

Ⅱ-2-29 環境アセスメント士の継続教育(CPD)プログラムの形態に関する次の記述のうち、継続教育として最も不適切なものを選びなさい。

- ① (一社)日本環境アセスメント協会主催等の講習会の受講。
- ② 学会及び協会誌等での論文等の発表。
- ③ プログラムが明確な、企業内研修及び目的・成果が示されるOJT。
- ④ 町内会の清掃活動への参加による社会貢献。
- ⑤ 企業内で行われる講習会等の講師としての技術指導。

Ⅱ-2-30 次の（A）～（E）の行為は、環境アセスメント業務を実施する技術者に求められる管理技術のうち、業務把握、体制管理、工程管理、品質管理、情報管理のいずれかの能力に該当しており、下表のどの管理技術の能力に最も対応しているか、適切な組合せを選びなさい。

- （A） 環境アセスメント業務の実施計画書に基づいて、予定通りに現地調査を行う。
- （B） 調査・予測・評価の結果について、社内の複数の技術者に内容チェックを受けた後、報告書を提出する。
- （C） 環境アセスメント業務の契約書に基づき、発注者の意図していることを正確に理解して、適切な業務実施計画書を作成する。
- （D） 調査対象区域において、重要な植物種の生育地に関する事項については、報告書に記載する際に注意する。
- （E） 環境アセスメント業務を適切に進めるために、担当者に技術的助言を行う。

番号	（A）	（B）	（C）	（D）	（E）
①	工程管理	品質管理	体制管理	情報管理	業務把握
②	体制管理	品質管理	情報管理	業務把握	工程管理
③	工程管理	品質管理	業務管理	情報管理	体制管理
④	品質管理	工程管理	体制管理	情報管理	業務把握
⑤	工程管理	情報管理	品質管理	業務把握	体制管理

以上